

利用者視点を踏まえたICTサービスに係る諸問題に関する研究会

第18回会合 議事要旨

平成25年7月2日

1 日時 平成25年7月2日（火）13:00～15:00

2 場所 総務省8階 総務省第1特別会議室

3 出席者（敬称略）

○構成員

堀部構成員（座長）、相田構成員（座長代理）、岡村構成員、木村構成員、長田構成員、藤原構成員、別所構成員、松本構成員、野原構成員

（欠席：清原構成員、桑子構成員、國領構成員）

○説明者

スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG

新保主査代理、新見主査代理

○総務省

柴山副大臣、桜井総務審議官、吉良総合通信基盤局長、安藤総合通信基盤局電気通信事業部長、菊池総合通信基盤局総務課長、吉田事業政策課長、河内データ通信課長、

玉田消費者行政課長、小川電気通信利用者情報政策室長、鎌田消費者行政課課長補佐

4 議事

（1）開会

（2）柴山総務副大臣挨拶

（3）議題

（ア）「スマートフォン時代における安心・安全な利用環境の在り方に関するWG」最終取りまとめ（案）について

（イ）その他

（4）閉会

5 議事要旨

（1）柴山総務副大臣御挨拶

- ・ 6月14日に新たな情報通信戦略として、「世界最先端IT国家創造宣言」が安倍本部長の下で閣議決定された。これは、当然のことながら、我が国の経済再生という側面から、大変重要な戦略の柱であるが、その一方で、ICTを高齢者から若い子どもたちまで安心・安全に使っていただける環境をつくるということも非常に重要であり、その意

味からも、本研究会における議論が非常に重要になってきていると思っている。

- 先般、三鷹市を訪問し、ICTを活用したまちづくりについての視察をした。地域において共通IDを使って、医療や介護の情報をネットワークに結びつけようというプロジェクトであった。当然ながら、こうした個人情報を利活用するためにも、個人情報やプライバシー保護の問題は非常に重要と思っている。特に、本日議論いただくスマートフォンにおける個人情報保護やプライバシー保護についての整理や取組は、急速に普及するスマートフォンやそのアプリケーションの大変重要な指針になると思っている。
- また、青少年における利活用に関しては、LINE、フェイスブック、ツイッターなどといったソーシャルメディアの急速な拡大という側面もある。その反面、その利用にあつてリスクを十分認識しないために、いろいろと悲劇的なニュースが出ている。こういった状況への対応についても、青少年が安心・安全にソーシャルメディアを使うという観点から、是非御議論をいただきたい。
- 本日はこれらに加え、スマートフォンのサービス提供に係る利用者の苦情や相談の実態を分析し、利用者が情報通信サービスの正しい理解のもとに必要なサービスを利用できる、選択できるための方策についても、議論いただければと思っている。かなり多岐にわたる検討になると思うが、是非よろしくお願ひしたい。

(2) 資料1に基づき、「スマートフォン安心安全強化戦略」のうち、「第I部 スマートフォンにおける利用者情報に関する課題への対応 スマートフォン プライバシーイニシアティブII」について、新保主査代理から説明が行われた。主なやりとりは以下のとおり。

(藤原構成員)

- 今回のスマートフォンプライバシーイニシアティブIIというのは、それ以前に発表されたイニシアティブを受ける形で位置づけられているが、これが特に第三者検証の在り方として外に出ていったときに、それを手にした関係事業者たちがどのように理解するかが最も重要な点ではないかと思う。そのポイントを幾つか言及したい。
- まず1つは、このプライバシー・バイ・デザインの7つの基本原則が37ページ以降に記載されている、特に46～48ページに記載されているとおり、100%担保されているのかどうかということに関する検証は、私は、まだ道半ばではないかという気がしている。

- 例えば、47ページでは、大きな黒丸のものと推奨されている小さなボツであらわされているが、前者は必須項目として明示されるべきと思う。現段階では、そのような位置づけであることが読み取れなくはないが、こうしてリストができてしまうと、プライバシーを今後どのように担保していくかという議論の途中で、これだけが一人歩きしてしまうと、今後さらに大きな議論をもとに修正するときに、なかなかその修正案に対して同意が得られないというような事態が起こってくるのではないかと、強く懸念している。
- 例えば、第三者に情報を提供するときに、その提供先が明示されないまま提供されることに対して同意することは、一体どういうことなのか。利用者が一般的にそういう形の同意について、法的にも、普通に自分たちの行動としても受け入れやすいことなのか、私自身はまだ納得できていない。オプトアウトの方法も、記載があることは推奨されているが、必須項目には明示されていない。
- というのは、こういう中間的なガイドラインが有効であると同時に、今後議論を深めた後に、さらにアップデートされた基準が出てきたときに、相当混乱もあるだろうし、それから、ある種の抵抗も将来は出てくるのではないかと懸念している。今回の提言は現在の個人情報保護法を踏まえた形で、これまでよりも前進し、少しずつその環境が整備される状況であるということ、念のためどこかに明記していただきたい。
- なぜなら、多分、これは、我が国特有の行政指導型のポリシーメイキング、あるいはそのためのステークホルダーに対する総務省としての意思表示であると思うが、そもそも行政指導的な手法がグローバルにはあまりなじみがない。もちろん、この分野は、日本のプレーヤーだけではなく、海外からのプレーヤーも多く参画しているし、将来に向けても参画してくるだろう。そういう状況の中で、これが出されたことによって前進するというメリットと、この位置づけを明らかにしないために、将来さらにきちっとした基準に到達したいと思うわけだが、その時点でさまざまな問題を起こさないために、是非、現時点での位置づけを明確にしていきたい。
- 現段階でどこをどう修文するかは、座長や座長代理の皆様にご委ねするが、特に発表するときには留意していただきたい。

(新保主査代理)

- 御指摘のとおり、スマートフォンにおける利用者情報の取扱いは、今回プライバシー・バイ・デザインという新しい試みを組み込んでおり、非常に画期的な内容になっている。その一方で、現行の個人情報保護制度との整合性についての今後の課題は、大きく2つあると考えている。1つは、今後、例えば個人情報保護制度について何らかの改正がな

された場合に、再度検討すべき事項があるということ。また、そのように今後、個人情報保護法の改正によって検討すべき事項があることも、今回の報告書案で明らかになっていることは、非常に意義があると考えている。しかし、現在の案は、いわゆる上乗せ、横出しがどこまでできるかは、やはり現行の制度の範囲内、解釈の範囲内に依らざるを得ないと考えている。したがって、この検証の基準についても、プライバシーポリシーの作成・公表は、個人情報保護法上の義務ではないものの、個人情報保護法の閣議決定された基本方針において策定すべきということが触れられており、現行の制度でもその基本方針で定められている範囲内で、その記載事項をどうすべきかより精緻化を図ったということにすぎない。

- また、第三者提供は、消費者の側からすると、自分の情報がどこに提供されるのか、当然知りたいという要望もあるが、現行の個人情報保護法では、第三者提供に当たって提供先を明示するということが義務付けられていない。また、スマートフォンプライバシーイニシアティブでも、現行法の範囲内で同意を取得する手続きとしている。したがって、提供先についても明示すべきとすることは、消費者保護の観点からの要請としては望ましいと考えられるが、やはり大きく現行の個人情報保護法の枠組みを超えた上乗せになってしまう。提供先について明示をするということであれば、個人情報保護法において根拠となる改正がなされない限り、この個人情報保護ガイドラインで新たに明示することは難しいと考えている。
- さらに、プライバシー性が高い情報について、今回同意を取ることにしたが、現行法では目的外利用と第三者提供に当たってのみ、原則本人同意が必要という手続になっている。つまり、プライバシー保護の観点からは、現行の個人情報保護法では、特にその点の基準は設けられていない。したがって、上乗せということになるが、もともと本人同意を取ることにについては、個人情報保護法でもそのようにされているわけであり、プライバシー性が高いということで、より明確に同意を取ってもらうことで、今回はこのような記載となっている。
- したがって、以上の点も含めて、個人情報保護法の改正が必要な部分、又は、その改正に向けて議論が必要な部分がより明確になった一方で、現行の制度において、やはり事業者が対応できる範囲内での対応が必要であるということで、御指摘の点について、現行の個人情報保護法を含めた関連法令の範囲内における記述に留まることにならざるを得ないと考える。

(岡村構成員)

- 先ほど藤原構成員が指摘されたように、47ページの検証の基準については、新たな技術的な課題等が出てくる可能性が非常に高いため、定期的な見直しを検討すべきではないか。また、個人情報保護法に影響するような大きな問題が起こったときには、定期的ではなくても見直しが必要であるといった記載を入れておくことには意味があると思われるがいかがか。

(堀部座長)

- 52ページに、「これら事項について対応を進め諸問題研究会の下にフォローアップのためのWG又はTFを維持(設置)し、今後の進捗状況について継続的に確認し、当面の間半年に1回程度報告を行うこととする」と、今後についても若干まとめているが、今の藤原構成員のご懸念も特にグローバルな問題の中で考えていかなければならないため、御意見を踏まえ、修正させていただきたい。

(長田構成員)

- 9ページに、消費者基本計画には、スマートフォンプライバシーイニシアティブを踏まえた取組を推進する趣旨が記載されていると紹介されている。ただ、消費者基本計画は、これを受け、オープンデータやビッグデータの利活用を推進するためのデータ利活用環境整備を行うため、IT総合戦略本部の下に新たな検討組織を速やかに設置するとしている。その関係はどうなっているのか。この提言には、総務省での検討が政府全体で共通のものになっているというように書かれているのに対し、あえてまた今回基本計画の最終段階で、IT戦略本部のもとに新組織の設置について書き込まれたことの意味を、総務省のほうでどういうふうに把握しているのか教えていただきたい。

(事務局)

- 御指摘の点は、全体としてスマートフォンの関係の取組は先進的なものとして、今後も引き続き横展開をしていくというような位置づけになっているが、それとは別に、個人情報及びプライバシー全体の議論というのをIT総合戦略本部のもとで検討していくという動きが政府全体であるということを追記されたというような位置づけである。

(長田構成員)

- それはわかるが、連携は何か予定されているのか。せつかくこれだけ長く議論して積み上げてきているものがあって、まったく関係なくなる可能性はあるのか。

(事務局)

- 補足させていただく。IT本部のもとでパーソナルデータを含め広く検討されるに当たっては、このスマートフォンプライバシーイニシアティブの検討を含め、これまでに

行われた検討については、十分そこを尊重して議論いただくということと想定している。

(長田構成員)

- ぜひそうしていただきたい。

(堀部座長)

- ほかにいかがか。

(岡村構成員)

- 36ページの図表1-3-1にアプリケーション検証の体系があるが、欧米では、大體技術系の方からの指摘が問題発覚の端緒になったりするようなことが多い。今回の場合、33ページに、連絡通報窓口があるが、それが技術者の声を拾い検証の端緒になるということ、今回はともかく、将来的にはわかりやすい形に整理していただきたい。

(堀部座長)

- それでは、修文については、座長一任ということによろしいか。

(異議なし)

それでは、新保主査代理、事務局と相談の上、修文の上、公表させていただきたい。

(3) 続けて、資料1に基づき、「スマートフォン安心安全強化戦略」のうち「第Ⅱ部 スマートフォンサービス等の適正な提供に係る課題への対応 CS適正化イニシアティブ」及び「第Ⅲ部 スマートフォンのアプリ利用における新たな課題への対応 スマートユースイニシアティブ」について、新美主査代理から説明が行われた。主なやりとりは以下のとおり。

(長田構成員)

- まず、第Ⅱ部のCS適正化イニシアティブについて、代理店の連絡会の設置、代理店の状況把握、指導の徹底は非常に必要なことと考えているが、代理店が一次、二次、三次と深くなってきていると聞くこともある。この代理店の連絡会は、読む限りは、一次代理店、大手の代理店を対象として作るようだが、一次代理店が三次代理店を把握できるかどうか疑問に思っている。かつ、一次、二次、三次と、我々エンドユーザーと事業者との契約の間に、そこまで深くそれぞれにインセンティブが発生する形での契約が本当に必要なのかも含め、非常に疑問に思っている。是非ここは、徹底的に状況も把握し、検討していただきたいと思う。話によると、三次にしる二次にしる、代理店との契約を我々エンドユーザーがした場合、その1人のエンドユーザーの契約がいろいろな枝葉で

分かれていっているとも聞いている。

- もう一つ、電気通信事業法の中で、消費者保護の規定を少し見直すというような書きぶりだったが、これはあくまで事業法の中でとわざわざ書かれたのは、どういう趣旨なのか。電気通信事業者だけがすべてを監督できる状況ではないと思う。同じ端末を使っている、電気通信事業者の管轄内であるサービスとそうでないものがある。その辺を考えれば、むしろ特商法の除外規定から電気通信事業法を外すことも是非検討をしていただきたい。
- 加えて、第Ⅲ部について、報告書の193ページは適切に書いてあると思うが、概要版の8ページでは、「安易に個人情報を公開してしまい、犯罪被害やネット上の炎上に巻き込まれてしまう場合がある」というように書いてあるが、現状は何も、いわゆる本当の個人情報ではなく、位置情報やその他様々な情報があわされて、個人が特定されてしまうということが非常に多いと思う。概要版の書きぶりは誤解を与えうると考える。

(新美主査代理)

- 一つめの御指摘の代理店は、電気通信事業者と一次代理店できちんと責任を持って、自分たちのビジネスモデルを見直した上で適切に対応できるようにという趣旨。そういった方向での取組を期待している。
- 二つめの特商法か電気通信事業法の改正で、消費者保護をどうするかという問題は、どちらでやるかという問題よりも、むしろ中身としてきちんとしたことをやれるかが重要。電気通信サービスそのものの特性を特に考える必要がないということであれば、特商法の方に下駄を預けることもあるが、そうでない場合は、とりあえず電気通信事業法の中での対応ということになる。ただ決して特商法から外れたから何をやってもいいというのではなく、特商法の精神がきちんと活かされるような形での電気通信事業という趣旨でこのような書きぶりをしたところである。
- それから、三つめの点は、御指摘のとおり修文をしたい。

(別所構成員)

- 第Ⅱ部で2点指摘したい。一つは、言葉の問題だが、資料2概要版の12ページの5番目の項目に「適合性の原則への配慮」とあるが、適合性の原則は、ある意味適しない人には販売しないというものを含むものであり、電気通信事業の場合、ユニバーサルサービスを前提として考えると、この言葉を使うこと自体が、ユニバーサルサービスとの関係をどう考えているのかわからないので、丁寧な説明をもうける等、若干配慮が必要であると思う。

- ・ もう一つは、次の13ページの7番目の「業界団体としてのコールセンターの設置」。消費者の視点からすると、多分、問題はワンストップで解決したいと思っていて、そのワンストップの行く先が基本的には各事業者が設置しているコールセンターになるというふうに思っている。このコールセンターとは別に、業界団体としてのコールセンターを設置するということをもし考えるとすると、その機能と各事業者のコールセンターの機能との関係をきちんと整理しないと、たらい回しにあうなどの問題が起きかねないという実務的な心配がある。
- ・ また、問い合わせを受けたときに、多分お客様の状態を調べなければならないので、そのお客様との契約関係などを調べる機能が必要であり、各事業者が設置しているコールセンターには、当該事業者のお客様の個人情報を見るための機能を備えつけているはずである。それを共通センターとして持つとした場合、共通センターが契約者情報を管理するということを、個人情報保護法との関係で、第三者提供や安全管理措置といった問題をどう整理を付けるのかということが非常に難しくなる可能性があると思っていて、どう乗り越えるのかが、業界団体としてのコールセンターの設置の実務的な1つの難しさではないかと思う。今申し上げた2点ほどの実務的な実態とか対応を、十分ご配慮いただければと思う。
- ・ それから、第Ⅲ部について、中高でソーシャルメディアに関するガイドラインができてくるのは非常に望ましいと思っているが、ここに挙げていただいているのは私立の学校である。公立の学校の方が圧倒的に数も多く、生徒数も多いので、やはり文部科学省との協力関係が不可欠。そこをどうしていくのかについても触れていただければと思う。

(堀部座長)
- ・ 御指摘感謝。文部科学省からもオブザーバで出てきていただいているので、情報は提供していただいていた。

(新美主査代理)
- ・ 最後の点は、一応報告書の中では正面から述べていないが、文部科学省も総務省と協力をして取り組むと聞いているが、とりあえずここでは総務省での取りまとめということでこのような記載となっている。
- ・ 「適合性の原則」という言葉に対する注意深い取扱いは、御指摘のとおりである。ここでは、遵守という言葉は使わずに、配慮という言葉を使ったのが配慮のあらわれと理解していただければと思う。
- ・ それから、コールセンターの件は、まさに今後の取組として可能ならば設ける方向で

検討していくが、いろいろな障害があることも見通しているのです、これは事業者の人たちとの問題点の検討と克服を、可能ならばやっていくということの趣旨である。

(松本構成員)

- ・ 代理店関係の話を含めたCS適正化イニシアティブだが、契約構造が複雑化し、かつ多重化、多段階化することによって、一般消費者は自分の契約の相手方がわからない状況になってきている。その点をわかりやすく説明することが必要ではないかと思う
- ・ もう一点。勧誘の場合に多いのは、従来の契約プランを変えて、我が社のこっちのプランにしましょうかとか、あるいは電気通信事業者は同じであっても、代理店が別のプランを勧めるかというケースがあって、必要もないようなプランに変えているというところがある。そこは狭い意味の適合性ではないけれども、広い意味では、そのお客様に適した商品を勧めるべきであるという、説明義務的な意味の適合性ということが入ってくるのではないか。広義の適合性ということで、ここで適合性という言葉を使っても私はいいと思う。

(堀部座長)

- ・ 検討して、いろいろな方向で考えてみたいと思う。

(木村構成員)

- ・ 代理店の件だが、代理店が契約をとりたがために、いろいろなことをすることで逆に複雑になり、契約者にとっては分かりにくいという側面もある。一次代理店だからといって必ずしも優良なわけではないので、代理店については、是非色々と検討していただくことは有意義だと思う。
- ・ 制度的な対応の検討の件だが、電気通信事業は、特商法の対象ではないということは分かっているが、一般の方はなかなか御存じなく、どうしてこれがクーリングオフできないのかという質問をよく受ける。今後、家電等、色々な電波利用を推進していくことが将来的に生活の中で進んでいくと思うので、先ほど長田構成員から、特商法なのかどうかでお話もありましたが、検討を早急にしていただきたい。
- ・ 青少年に関してだが、第Ⅲ部の概要の4ページの一番下に(4)保護者・青少年、フィルタリングに関する知識の正しい理解とあるが、正しい理解をさせていただけるような情報提供を、是非いただきたい。スマートフォンのフィルタリングの情報がほとんど保護者にはなく、フィーチャーフォンでフィルタリングがかかることが当たり前になってしまって、スマートフォンと普通の携帯の違いが分からない保護者が、スマートフォンもフィーチャーフォンと同じように買えばフィルタリングが使えるはずだと勘

違いしてしまうことがある。携帯電話事業者には、やはり正しい情報を、青少年のためにきちんと提供していただきたい。

- もう一つ、スマートフォンの青少年配慮ということで、リテラシーの問題が出たが、先日、四ッ谷駅で小学生のお子さんがスマートフォンを見ていてホームから落っこちてしまったという事故があった。子どもたちが当たり前に携帯やスマートフォンという通信端末を使うときに、依存やゲーム課金など、そういったことも踏まえたリテラシーの向上を是非お願いしたい。

(堀部座長)

- 具体的な御指摘をいただいたが、どこかにいろいろな形で入ってはいるが、全体として少しそういうリテラシーの向上の意識啓発に努めていくということで対応していきたい。
- 今回のワーキンググループは、昨年12月に親会で設置が決まり、本年4月に中間取りまとめを行った。本日7月2日、ここで最終取りまとめにつきいろいろ御意見を出していただいたが、修正すべきところは今日の御意見を踏まえて修正したい。その点は、座長一任ということとさせていただきたい。主査代理や事務局と相談して早急に修正をして、できるだけ早い時期に公表していきたい。
- この取りまとめは事業者にも随分来ていただき、また、構成員、オブザーバからも色々な要望が出た。事業者と一部事業者団体の方だが、ある程度ユーザー側の意向等も伝わったかと思う。非常に多くの方がこの議論に関わり、こういう形でまとめることができた。
- この「スマートフォン安心安全強化戦略」で取り扱った戦略は広範にわたるが、いずれの場合も関係事業者は利用者にとって安心・安全を実感できる取組を強化することが、結果としてサービスの利用拡大につながり、ひいては利用者にとっても大きな利便の享受につながる。ここで、「Win-Win」という言葉を使っているが、Win-Winの関係構築に資するとの基本的な考え方が底流にある。逆に言えば、情報通信の先進分野におけるグローバル競争にあって、「高い利便性」や「スピード」だけでなく、「安心・安全に利用できる」という強みが我が国サービスの旗印となるためにも、利用者にとっての安心・安全のための取組の強化が求められており、事業者においては積極的な対応が期待される」ということで、この研究会で議論してきたが、そういう事業者に対していろいろな要望を出すことによって、お互いに理解し合い、また信頼を構築して、よりよい事業の展開につなげていくと、こういうことが必要であるということを経営書の

最後で強調した。

- その後に参考資料として、審議経過を入れており、かなりいろいろな議論をしたということがここでお分かりいただけるかと思う。124ページ、125ページは、構成員、オブザーバという形で、先ほど文部科学省の話が出ていたが、文部科学省の方にもオブザーバとして入っていただいております、またほかの省庁の方もいろいろ参加していただいて、情報提供などもしていただきながらまとめてきた。
- また傍聴の方からも、こうした方が良いのではないかという意見を個人的にはいただいたりもし、そういうこともまとめては参考にさせていただいた。
- この問題については、議論が尽きないところもあり、本当に時々刻々変わっていくもの。ここでこういう形で取りまとめをしたが、それぞれが進行形であるので、これをさらに検討する場も、また総務省で御検討いただければと思う。

(柴山副大臣)

- 大変熱心に御議論を賜り、感謝。まず、取り扱う事項が大変多岐にわたったということ。それから、利害関係を持たれる方々も、事業者サイドの方々、消費者の方々等多岐にわたったことで、御苦勞があったということは十分この報告書についての御報告をいただく中で理解をすることができた。改めて、関係する皆様には、心から感謝を申し上げます。
- 今、お話があったように、ここで取りまとめの報告をいただいたわけだが、これが終わりということではなくて、当然のことながら、これからさまざまな事業活動が変化をしていく。また、国際社会のさまざまな常識も変化していく中で、こういった消費者保護やリテラシーの問題は、常にブラッシュアップをしていかなければいけないと思っている。その意味では、今お話があったように、報告書をまとめることが目的ではなく、当面必要な課題のピックアップと、それに対する対応を書いたにすぎないわけなのだから、これをきちっと実行に移すということがまず重要であること。それから、新しい動きが出てくれば、それをまたきちんと反映をさせていく。そういう仕組みをどうするかも、実は極めて重要と思っている。
- 今、何人かの構成員の皆様からお話が出たとおり、これは当然総務省だけでできることではなく、消費者庁、文部科学省、様々なステークホルダーの皆様に関わっていただいて、Win-Winというか、バランスのとれたものを作っていかなければならない。そういう中で縦割りを排して、しっかりと取り組んでいかなければならないと思っております、この様々なステークホルダーの方々に御参加いただくこの検討の方式を、これから

もぜひしっかりと守っていかなければならないと思っている。

- 今日も幾つかの各論で厳しい御指摘をいただいた。説明義務ということがどういうことなのか。適合性の原則ということの本来の趣旨と、ここに書いてあることとの食い違い、そういったこともいただいた。また非常に重要な視点なのは、事業者サイドがさまざまな代理店等を使って事業展開をしていくに当たって、責任の所在がどのようになるのか。それと損害を防止するに当たって、誰が最も実効的な措置をすることができるのか。この責任の所在の観点と、それから損害防止の実効性を一体どこが担保するのかという観点。そして、その両者のずれをどのようにしていくのかということも、法的には極めて重要な御指摘というように思う。伝統的な手法上の履行補助者の責任をどうするか、あるいは不法行為における使用者責任、あるいは請負の第三者責任というような枠組みでは到底片づけることができないさまざまな取組があるので、しっかりと対応していかなければならないと思う。
- また、リテラシーについても、これまでともすると通信の内容についての問題、あるいは、保護者の監督という御指摘が多かったと思うが、今日は、御議論を拝見していて、健康被害に遭うとか、あるいは道を踏み外すというような事例も報告されていたので、やはり節度を持った形での利用ということも含め、しっかりとバランスのとれた教育をしていかなければならないことも学ばせていただいた。
- 今回、座長に御一任をいただければ、修文をしていただく中で、またこれを開かれた形で前に進めていく1つのきっかけになればと思う。

以 上